

### 岩村みゆき IWAMURA Miyuki

## 犯罪被害者などへの支援は

## 地域福祉計画に位置

を制定する市町村も増えてき

配慮や補償をするため、

条例

犯罪被害者の方や家族への

れてしまうことがある。

神的・金銭的にも追い詰めら 被害者の方、家族も含めて精 と遺族である。犯罪にあった り被害を被った者やその家族 罪被害者等」とは、犯罪によ

(よう) へりしる犯罪被害者 などへの現状の対応は。 生活福祉部長

制度などをご案内する。 場合は、県や警察の相談窓 県の犯罪被害者等見舞金 被害者から相談があった

づけていく予定である。 域福祉活動計画」の中に位置 みについては、現在策定中の 第4次地域福祉計画及び地 犯罪被害者の方への取り組

みんなで広げよう

犯罪被害者支援の輪

まっている。本町においても 者を支援するという動きが広 どを定めて主体的に被害 全国的に自治体が条例な

> を聞く。 は必要であると思う。 条例を含め、何らかの支援策 お考え

> > メヤングケアラーの支援は

犯罪被害者等支援法の「犯

# 生活福祉部長

相談費用などの経済的な負担 は、被害にあったことによる など多岐にわたる。 精神的苦痛や弁護士への法律 犯罪被害者の抱える問題

体を参考に検討したい。 金制度の創設など、先進自治 行うことが必要と考えている。 の関係機関が連携して支援を 条例の制定や町独自の支援 行政や警察、民間団体など

動き出す必要がある。 いる現状があり、対策に早く 不登校の児童生徒が増えて

Q 生活福祉部長 か。一般の方への周知は。 調査後、相談はあったの

らの相談は寄せられていない。 学3年生にチラシを配布し 5年11月に小学4年生から中 ラーアンケートを実施、令和 た。現在のところ児童生徒か 今後、ヤングケアラーの案 令和4年度にヤングケア

で周知してまいりたい。 とよやまやHP、SNSなど 共施設に提示するほか、広報 内チラシを作成する際には公

マヤングケアラーへの支援 体制は。

子ども応援課に設置して 生活福祉部長

> がヤングケアラーの対応をし 点」の児童虐待対応職員2名 いる「子ども家庭総合支援拠

誰でも気軽に相談出来る窓口に

ルソーシャルワーカーとは連 庭に出向き面談している。 携を密にしており、学校や家 不登校者に限らず、スクー

要なのかをしっかりと聞き取 がら対応する。 り、必要な支援が提供できる よう関連部署と連携を図りな 本人の負担軽減には何が必

当事者でなくても誰でも 相談出来る窓口の設置を。

生活福祉部長

る環境づくりに取り組む。 窓口と認識していただけるよ もに、誰でも気軽に相談出来 つにしっかりと周知するとと 点」をヤングケアラーの相談 「子ども家庭総合支援拠